

令和 5 年 1 2 月 2 7 日
子ども・若者部保育課

特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議に意見聴取を行う。

利用定員について

令和 6 年 4 月以降に利用定員の設定を予定している施設・事業
【 1 号・ 2 号・ 3 号認定】 別紙のとおり

利用定員の設定について

利用定員は、認可定員の範囲内で区市町村が設定する。

設定は 1 号及び 2 号は 3 ～ 5 歳を一括で、3 号は、0 歳と 1 ～ 2 歳の区分に分ける。なお、標準時間と短時間の区分は基本設けない。

特定教育・保育施設にかかる確認について

平成 2 7 年 4 月 1 日以降に認可を受け開設する施設・事業は、区が利用定員を定め、確認を行うことが必要となる。

利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会等（世田谷区では子ども・子育て会議）の意見を聞かなければならない。（子ども・子育て支援法）